

○越谷市公的介護施設等整備事業補助金交付要綱

平成19年3月30日

告示第119号

改正 平成23年10月20日告示第328号

平成24年12月6日告示第362号

平成30年3月30日告示第117号

(趣旨)

第1条 この要綱は、地域における公的介護施設等の計画的な整備等の促進に関する法律（平成元年法律第64号。以下「法」という。）及び地域における公的介護施設等の計画的な整備等の促進に関する法律施行規則（平成元年厚生省令第34号。以下「施行規則」という。）の規定に基づく公的介護施設等の整備に対する補助金の交付について、越谷市補助金等の交付手続き等に関する規則（平成8年規則第31号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助事業者)

第2条 補助の対象となる事業者（以下「補助事業者」という。）は、次に掲げる法人とする。

- (1) 社会福祉法（昭和26年法律第45号）第22条の社会福祉法人
- (2) 医療法（昭和23年法律第205号）第39条の規定による医療法人
- (3) 特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第2条の規定する特定非営利活動法人
- (4) 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成18年法律第48号）第2条第1号の一般社団法人等
- (5) 会社法（平成17年法律第86号）第2条第1号の会社
- (6) その他市長が認める法人

(補助事業)

第3条 補助の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、施行規則第4条から第6条までに規定する施設及び設備（以下「施設等」という。）のうち市長が必要と認める施設等を整備する事業であって、次の各号のいずれにも該当するものとする。

(1) 施設等の整備に要する土地の確保が確実であり、かつ、事業の効果が十分に期待できること。

(2) 法第5条第2項の規定による交付金の交付決定がなされた法第4条第1項の市町村整備計画に位置づけられる施設等の整備であること。

(補助対象費用)

第4条 補助の対象となる費用（以下「補助対象費用」という。）は、施設等の整備のために必要な費用とする。ただし、次に掲げる費用を除く。

(1) 既の実施している事業に係る費用

(2) 現に当該事業の経費の一部又は全部について、他の補助金の交付を受けている事業に係る費用

(3) 土地の買収又は整地に要する費用

(4) 職員の宿舍、車庫又は倉庫の建設に要する費用

(5) その他施設等の整備に要する費用として適当と認められない費用

2 前項の補助対象費用に係る消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額（以下「消費税仕入控除税額等」という。）を除く。

(補助金の交付額)

第5条 補助金の交付額は、次に掲げる額のうち、いずれか少ない方の額

の範囲内で、市長が認める額とする。

- (1) 地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金実施要綱（平成18年5月29日老発第0529001号厚生労働省老健局長通知の別紙）に基づき決定された市町村交付金の額
- (2) 公的介護施設等整備事業の実施に要した補助対象費用  
(申請書の様式等)

第6条 規則第5条第1項の申請書の様式は、第1号様式のとおりとする。

- 2 規則第5条第1項第3号に掲げる事項は、記載することを要しない。
- 3 規則第5条第1項第5号の市長が必要と認める事項は、施設等の種類及び名称とする。
- 4 規則第5条第2項第1号から第3号までに掲げる事項に係る書類の添付は要しない。
- 5 規則第5条第2項第4号の市長が必要と認める事項は、次のとおりとする。

- (1) 事業計画
- (2) 収入支出予算（見込）書抄本

6 補助事業者は、市長が別に定める期日までに申請書を提出しなければならない。

(補助金の交付条件)

第7条 規則第8条第2項の規定により付する補助金の交付条件は、次のとおりとする。

- (1) 前条第5項各号に掲げる事項の内容を変更するときは、市長の承認を受けること。
- (2) 補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分制限期間（平成13年厚生労働省告示第239号）に定める期間内において、事業により取得し、又は効用の増加した財産を補助金の交付目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供しようとする

するときは、市長の承認を受けること。

(3) 事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業完了後においても適切な管理及び運用に努めること。

(4) 事業を行うために締結する契約の相手方及びその関係者から寄附金等（共同募金会に対してなされた指定寄附金を除く。）の資金提供を受けてはならないこと。

(交付決定通知)

第8条 規則第9条の規定による交付決定の通知は、第2号様式により行うものとする。

(事業内容等の変更)

第9条 補助事業者は、規則第5条の規定により申請した内容に変更を生じたときは、越谷市公的介護施設等整備事業補助金変更承認申請書（第3号様式）により市長に申請しなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、当該申請が適当であると認めるときは、越谷市公的介護施設等整備事業補助金変更承認通知書（第4号様式）により当該申請者に通知するものとする。

(状況報告)

第10条 補助事業者は、市長の要求があったときは、補助事業の遂行の状況について、当該要求に係る事項を書面で市長に報告しなければならない。

(報告書の様式等)

第11条 規則第15条の報告書の様式は、第5号様式のとおりとする。

2 補助事業者は、補助事業が完了した日から起算して1月以内に規則第15条の報告書に収入支出決算（見込）書抄本その他必要な関係書類を添付して市長に提出するものとする。ただし、年度を超えることはできないものとする。

(補助金額確定通知)

第12条 規則第16条第1項の規定による補助金額確定の通知は、第6号様式により行うものとする。

(請求書の様式)

第13条 規則第18条第2項の請求書の様式は、第7号様式のとおりとする。

(消費税仕入控除税額等の確定に伴う補助金の返還)

第14条 補助事業者は、補助事業の完了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税仕入控除税額等が確定した場合には、速やかに当該消費税仕入控除税額等を越谷市公的介護施設等整備事業仕入れに係る消費税相当額報告書(第8号様式)により市長に報告しなければならない。

2 補助事業者は、前項の規定による報告をしたときは、市長が定める期日までに、当該消費税仕入控除税額等に相当する補助金の全部又は一部を返還しなければならない。

(その他)

第15条 この要綱に定めるもののほか補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、公布の日から施行する。

(平成23年度及び平成24年度に交付する補助金の交付額の特例)

2 平成23年度及び平成24年度に交付する補助金の交付額に限り、第5条中「地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金及び地域介護・福祉空間整備推進交付金実施要綱(平成18年5月29日老発第0529001号厚生労働省老健局長通知の別紙)」とあるのは「地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金及び地域介護・福祉空間整備推進交付金実施

要綱（平成18年5月29日老発第0529001号厚生労働省老健局長通知の別紙）及び埼玉県介護基盤緊急整備等特別対策事業費補助金交付要綱（平成23年4月28日高介第1491号埼玉県福祉部長通知の別添）」とする。

附 則（平成23年告示第328号）

この告示は、公布の日から施行する。

附 則（平成24年告示第362号）

この告示は、公布の日から施行する。

附 則（平成30年告示第117号）

この告示は、平成30年4月1日から施行する。

第1号様式（第6条関係）

年度越谷市公的介護施設等整備事業補助金交付申請書

年 月 日

越谷市長 宛

所在地

法人名

代表者職・氏名

印

年度越谷市公的介護施設等整備事業補助金の交付を受けたいので、越谷市補助金等の交付手続き等に関する規則第5条の規定により、関係書類を添えて下記のとおり申請します。

記

1 補助事業の目的及び内容

2 施設等の種類等

施設等の種類	施設等の名称	申請額（円）
	計	

3 申請額算出内訳

4 添付書類

第2号様式（第8条関係）

年度越谷市公的介護施設等整備事業補助金交付決定通知書

第 号  
年 月 日

様

越谷市長 印

年 月 日付で申請のあった 年度越谷市公的介護施設等整備事業補助金については、下記のとおり決定したので、越谷市補助金等の交付手続き等に関する規則第9条の規定により通知します。

記

- 1 交付決定の内容
- 2 補助金交付決定額 \_\_\_\_\_ 円
- 3 交付の方法 完了払
- 4 交付決定に付した条件



第3号様式（第9条関係）

年度越谷市公的介護施設等整備事業補助金変更承認申請書

年 月 日

越谷市長 宛

所在地

法人名

代表者職・氏名

印

年 月 日付け 第 号で交付決定の通知を受けた越谷市公的介護施設等整備事業補助金について、補助事業の変更の承認を受けたいので、越谷市公的介護施設等整備事業補助金交付要綱第9条第1項の規定により、関係書類を添えて下記のとおり申請します。

記

1 変更の理由

2 変更の内容

3 変更後の補助金交付申請額 金 \_\_\_\_\_ 円

※変更前の補助金交付決定額 金 \_\_\_\_\_ 円

第4号様式（第9条関係）

年度越谷市公的介護施設等整備事業補助金変更承認通知書

第 号  
年 月 日

様

越谷市長 印

年 月 日付で申請のありました補助事業の変更について、越谷市公的介護施設等整備事業補助金交付要綱第9条第2項の規定により下記のとおり承認したので通知します。

記

1 変更の内容

2 変更後の補助金交付決定額 金 \_\_\_\_\_ 円

※変更前の補助金交付決定額 金 \_\_\_\_\_ 円

第5号様式（第11条関係）

年度越谷市公的介護施設等整備事業補助金補助事業実績報告書

年 月 日

越谷市長 宛

所在地

法人名

代表者職・氏名

印

年 月 日付け 第 号で交付決定のあった

年度越谷市公的介護施設等整備事業補助金に係る補助事業の実績について、越谷市補助金等の交付手続き等に関する規則第15条の規定により、下記のとおり関係書類を添えて報告します。

記

1 補助金交付決定額 \_\_\_\_\_ 円

2 精算額算出内訳

3 添付書類

第6号様式（第12条関係）

年度越谷市公的介護施設等整備事業補助金交付額確定通知書

第 号  
年 月 日

様

越谷市長 印

年 月 日付け 第 号で決定した 年  
度越谷市公的介護施設等整備事業補助金については、実績報告書に基づいた交付額を下記のとおり確定したので、越谷市補助金等の交付手続き等に関する規則第16条の規定により通知します。

記

1 補助金交付確定額 \_\_\_\_\_ 円

2 補助金交付決定額 \_\_\_\_\_ 円

3 留意事項等

第7号様式（第13条関係）

年度越谷市公的介護施設等整備事業補助金交付請求書

年 月 日

越谷市長 宛

所在地

法人名

代表者職・氏名

印

年 月 日付け 第 号で交付額が確定した

年度越谷市公的介護施設等整備事業補助金について、越谷市補助金等の交付手続き等に関する規則第18条第2項の規定により、下記のとおり請求します。

記

1 補助金請求金額 \_\_\_\_\_ 円

2 振り込み先 金融機関名 \_\_\_\_\_ 本・支店

口座種目 \_\_\_\_\_ 普通・当座

口座番号 \_\_\_\_\_

フリガナ  
口座名義人 \_\_\_\_\_

第8号様式（第14条関係）

年度越谷市公的介護施設等整備事業仕入れに係る消費税相当額報告書

年 月 日

越谷市長 宛

所在地

法人名

代表者職・氏名

印

年 月 日付け 第 号で交付額が確定した補助事業  
について、越谷市公的介護施設等整備事業補助金交付要綱第14条第1項の規定により、関係書類を添えて、下記のとおり報告します。

記

1 補助事業名

2 年 月 日付け 第 号による額の確定通知額

金 \_\_\_\_\_ 円

3 消費税及び地方消費税の申告により確定した仕入れに係る消費税相当額

金 \_\_\_\_\_ 円

4 補助金返還相当額

金 \_\_\_\_\_ 円

（注）参考となる資料を添付すること。

- 第 1 号様式 (第 6 条関係)
- 第 2 号様式 (第 8 条関係)
- 第 3 号様式 (第 9 条関係)
- 第 4 号様式 (第 9 条関係)
- 第 5 号様式 (第 1 1 条関係)
- 第 6 号様式 (第 1 2 条関係)
- 第 7 号様式 (第 1 3 条関係)
- 第 8 号様式 (第 1 4 条関係)